

覚書

金港交通株式会社（以下「会社」という）と2労組（金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という）は、ハンディキャブの運行に従事する営業社員（タクシー乗務員・ハイヤー乗務員）の給与について、下記のとおり覚書を記す。

記

- 第1条 ハンディキャブの専属乗務員（24勤務者）については月給制とし、公休出勤した場合は日給10,000円（時間外手当も含む）を支給する。
- 第2条 臨時にハンディキャブを運行した場合、日給10,000円（時間外手当も含む）を支給する。
- 第3条 前条の適用は、所定乗務とは別に扱うものとする。
- 第4条 本覚書は運賃改定実施日の前日までとし、運賃改定実施日以降については、労使協議の上決定する
- 第5条 本覚書は令和4年12月1日より適用する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署（記）名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪

